

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 62 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 62 年 11 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 62 年 11 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①及び②については、実母が、私と二人分の保険料を A 市役所において継続して納付してくれていたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の保険料を納付していたとするその母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、昭和 45 年 10 月からは付加保険料も納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 59 年 7 月 26 日から同年 10 月 8 日までの間と考えられ、申立期間②については、現年度納付が可能であり、事実、申立期間②の保険料を納付したとするその母は、同期間の保険料について、納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人は、申立期間①に係る保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保

険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手續に直接
関与していないため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び納
付状況は不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確
定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もう
かがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も
見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 44 年ころ、国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて国民年金保険料を納付してきた。昭和 53 年ころから、妻が役場職員として勤務していたので、保険料の納付を忘れるはずがない。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に納付記録が記載されておらず、行政側の申立人に係る台帳管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

さらに、当該台帳の事務処理の日付印により、申立人の国民年金被保険者資格の再取得時における事務処理年月は、昭和 58 年 4 月であることが確認でき、その時点において、57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料については現年度納付が可能であるにもかかわらず、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料のみを納付したとは考え難い。

2 一方、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の事務処理の日付印により、申立人の国民年金被保険者資格の再取得時における事務処理年月は、昭和 58 年 4 月であることが確

認できることから、その時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間①の保険料については、納税組合を通じて納付し、さかのぼって納付したことは無いと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、納税組合を通じて、父、自分及び妻の 3 人分を納付していたと記憶している。申立期間の保険料について、3 人一緒に納付していたにもかかわらず、父及び妻は納付済みで、私のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その妻が、その父を含む 3 人分の保険料を納付していたと主張しており、事実、申立人の父及び妻に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時に申立人は自営で建築業を営んでおり、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 54 年 3 月から自営業を始めたが、その当時は国民年金保険料を納付していなかった。申立期間については、妻が、さかのぼって保険料を納付してくれており、事実、両申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 59 年 4 月 27 日以降であると考えられ、この時点において、時効未到来である両申立期間の保険料を納付することは可能であり、事実、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①の前後の保険料及び申立期間②の直前の保険料について、過年度納付していることが確認できることから、両申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、両申立期間については、それぞれ 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 59 年 4 月に国民年金に加入後、現在までの保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとするその妻についても、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、平成11年4月から同年7月までに係る標準報酬月額を32万円、同年8月から同年12月までに係る標準報酬月額を34万円、12年1月から同年12月までに係る標準報酬月額を36万円及び13年1月から同年3月までに係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から13年4月1日まで
社会保険事務所に平成11年4月1日から13年4月1日まで勤務していたA社における標準報酬月額について照会したところ、標準報酬月額が給与で振り込まれた支給額と大きく相違していることが判明した。このため、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の預金通帳により、申立人は、A社から、社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い給与の支給を受けていることが確認できる。

また、上記振込金額から、想定される源泉所得税及び社会保険料を控除されたものとして給与総支給額を試算したところ、標準報酬月額が34万円ないし44万円に相当する給与総支給額となる結果が得られた。

一方、申立人から提出された平成11年分から13年分までの源泉徴収票の社会保険料の金額から、その金額に最も近似する社会保険料控除額に相

当する標準報酬月額を算出したところ、標準報酬月額については、平成 11 年の 4 か月は 32 万円、同年の 5 か月は 34 万円、12 年は 36 万円及び 13 年は 38 万円とした場合に、源泉徴収票の社会保険料等の金額に最も近似することの結果が得られた。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票において確認できる保険料控除額により、平成 11 年 4 月から同年 7 月までは 32 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 34 万円、12 年 1 月から同年 12 月までは 36 万円及び 13 年 1 月から同年 3 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A 社の総務担当者は、申立期間当時の事業主は既に他界しており、遺品整理の際、当時の申立人に係る該当資料などはすべて廃棄処分していることから不明であると回答している。しかし、申立期間中には 2 回の標準報酬月額決定の機会があり、その都度報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出に係る記録を誤るとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの標準報酬月額決定に係る届出は行われていない。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、平成10年5月から同年11月までに係る標準報酬月額を24万円、同年12月に係る標準報酬月額を26万円、11年1月から同年5月までに係る標準報酬月額を44万円、同年6月から12年9月までに係る標準報酬月額を47万円、同年10月から13年7月までに係る標準報酬月額を50万円、同年8月から同年12月までに係る標準報酬月額を53万円、14年1月に係る標準報酬月額を50万円及び同年2月から同年3月までに係る標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から14年4月1日まで
社会保険事務所に平成10年5月1日から14年4月1日まで勤務していたA社における標準報酬月額について照会したところ、標準報酬月額が給与で振り込まれた支給額と大きく相違していることが判明した。このため、厚生年金保険の標準報酬月額を保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の預金通帳により、申立人は、A社から、社会保険庁のオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い給与の支給を受けていることが確認できる。

また、上記振込金額から、想定される源泉所得税及び社会保険料を控除されたものとして給与総支給額を試算したところ、標準報酬月額が44万円

ないし 62 万円に相当する給与総支給額となる結果が得られた。

一方、申立人から提出された平成 10 年、13 年及び 14 年分の源泉徴収票並びに平成 11 年分から 14 年分までの村県民税課税証明書为社会保険料等の金額から、その金額に最も近似する社会保険料控除額に相当する標準報酬月額を算出したところ、標準報酬月額については、平成 10 年の 7 か月は 24 万円、同年の 1 か月は 26 万円、11 年の 5 か月は 44 万円、同年の 7 か月は 47 万円、12 年の 9 か月は 47 万円、同年の 3 か月は 50 万円、13 年の 7 か月は 50 万円、同年の 5 か月は 53 万円、14 年の 1 か月は 50 万円及び同年の 2 か月は 53 万円とした場合に、源泉徴収票の社会保険料等の金額に最も近似することの結果が得られた。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票及び村県民税課税証明書において確認できる保険料控除額により、平成 10 年 5 月から同年 11 月までは 24 万円、同年 12 月は 26 万円、11 年 1 月から同年 5 月までは 44 万円、同年 6 月から 12 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 13 年 7 月までは 50 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 53 万円、14 年 1 月は 50 万円及び同年 2 月から同年 3 月までは 53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A 社の総務担当者は、申立期間当時の事業主は既に他界しており、遺品整理の際、当時の申立人に係る該当資料などはすべて廃棄処分していることから不明であると回答している。しかし、申立期間中には 4 回の標準報酬月額決定の機会があり、その都度報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出に係る記録を誤るとは考え難いことから、事業主から申立てどおりの標準報酬月額決定に係る届出は行われていない。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B店に勤務していた昭和42年3月1日から同年9月1日までの期間のうち、42年8月31日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和42年3月から平成6年3月まで、A社に継続して勤務し、毎月、厚生年金保険料を給与から天引きされ、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人は、同社B店に昭和42年3月1日から勤務していたことのほか、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと思われる旨の回答が得られた。

また、申立人及び申立期間当時のA社B店の店長が、当時の経理責任者だったとして名前を挙げている者に照会したところ、申立人は昭和42年8月末まで勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届の写しにより、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失日が昭和42年8月31日から同年9月1日に訂正されていることについて、事業主は、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては不明であるとしている。このことについては、事業主が昭和42年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、当初、同年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行った蓋然性があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社本社に勤務していた昭和36年3月21日から同年4月1日までの加入記録が無かった旨の回答を受けた。在籍証明書と人事台帳にあるとおり、昭和32年4月1日に入社後、50年2月10日に退職するまで、A社に勤務し、36年3月21日に同社C研究所から本社に異動したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在籍証明書により、申立人は、申立期間を含む昭和32年4月1日から50年2月10日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出されたB社の人事台帳により、申立人が、A社C研究所から同社本社へ、昭和36年3月21日に、異動していることが確認できる。

また、B社の回答から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和36年4月1日のA社における被保険者の資格取得時の社会保険事務所の記録により、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、事業主は申立人について被保険者の資格取得日を誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 53 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 59 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月の結婚を機に、それまで未納となっていた両申立期間の国民年金保険料を全額納付するために、A 市役所の窓口において、その保険料を確認し、約 30 万円を納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の国民年金保険料について、結婚した昭和 60 年 4 月以降に、一括して 30 万円くらいを納付したと主張しているが、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が両申立期間の保険料を一括納付したと主張する昭和 60 年 4 月には、特例納付制度が存在しないため、両申立期間の保険料を納付することはできないことから、申立内容に信憑性がない。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、51 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 51 年 5 月から同年 9 月まで
③ 昭和 55 年 3 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、51 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 3 月の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 55 年 3 月 26 日付けで会社を退職後、妻が、社会保険事務所の職員に年金の相談をし、国民年金の加入手続を行った。加入手続後に、過去の未納であった期間の保険料について納付書が届き、夫婦二人分の各申立期間に係る保険料を分割納付したはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 58 年 1 月以降であると考えられ、この時点では、各申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間②及び③の保険料について、夫婦二人分を納付していたと主張しているが、同期間について、その妻も保険料が未納であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 58 年 1 月以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、各申立期間の保険料を納付することはできない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月26日から同年7月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場（以下「B工場」という。）に勤務していた昭和30年5月26日から同年7月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間当時、B工場C課に臨時社員として働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社人事Dグループ（以下「A社」という。）から提出された人事記録により、申立人は、昭和30年5月26日から43年2月21日まで、B工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時、B工場に勤務していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した13人について照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの1人からは、自身が証言する入社時期より厚生年金保険被保険者の資格取得時期が2か月程度遅いことについて、当時の同工場の情勢では、一般的な取扱いであった旨の証言が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和30年7月21日に、B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同日に同資格を取得している者が、申立人以外に6人確認できることから、それらの者に申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について照会したものの、具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人より1か月前の昭和30年6月21日である者が10人いることが確認できることから、全員に照会したところ、7人から回答があり、そのうち、申立人と同じ同工場C課に勤務していた1人を含む

3人は、申立期間当時、同工場では、厚生年金保険の加入時期は入社より1か月ないし2か月程度遅れていた旨を証言していることから、当時、同工場においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、A社に照会したところ、申立期間当時、申立人は、臨時社員であったため試用期間があり、約2か月の継続勤務を経て、厚生年金保険に加入させたことが推測される旨の回答が得られたほか、同社から提出されたB工場に残存する「厚生年金被保険者名簿」及び「資格取得届の台帳」により、申立人は、昭和30年7月21日に、同工場において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 20 日から同年 7 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 31 年 5 月 20 日から 62 年 7 月 20 までの期間のうち、31 年 5 月 20 日から同年 7 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な回答は得られなかった。

また、A社健康保険組合に照会したところ、申立人に係る当時の加入履歴は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社B工場において被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した11人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち1人からは、当時は従業員の出入りが激しく、厚生年金保険の加入手続については、入社後一定期間経過してから行っていたと思う旨の証言が得られた。

加えて、上記回答があった同僚全員が、自身が証言する入社日より厚生年金保険の被保険者資格取得日が2か月ないし2年2か月遅いことが確認できることから、A社B工場においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 25 日から 21 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの期間のうち、20 年 8 月 25 日から 21 年 3 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、終戦当時、B国におり、昭和 21 年 3 月に帰国し、同年 4 月にA社の労務課から呼び出しを受け入社したところ、「会社を辞めてほしい」と言われて退職した。

申立期間については、A社に在籍していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社に照会したところ、戦前に入社し、その後出征していた厚生年金保険被保険者については、昭和 20 年 8 月に、全員を資格喪失させたとの証言が得られた。

また、C健康保険組合に照会したところ、昭和 20 年 8 月に、全員の被保険者資格を喪失させ、以後、A社に勤務した人のみを改めて被保険者資格を取得させていたとの証言が得られた。

さらに、A社の総務人事部年金担当に照会したところ、上記内容と同様の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月ごろから 60 年 12 月 7 日まで
② 昭和 61 年 1 月ごろから同年 6 月 20 日まで
③ 昭和 61 年 7 月ごろから 63 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 58 年 10 月ごろから 60 年 12 月 7 日までの期間、B社に勤務していた 61 年 1 月ごろから同年 6 月 20 日までの期間及びC社に勤務していた 61 年 7 月ごろから 63 年 6 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所に照会したところ、各申立期間に係るA社、B社及びC社における申立人の雇用保険被保険者記録はいずれも無い旨の回答が得られた。

2 申立期間①当時、申立人が、A社に勤務していたことは、申立期間①当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、平成 8 年 6 月 1 日にA社は解散していることが確認できるほか、申立期間①に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立期間①当時の事業主の原票は見当たらず、その連絡先が不明であるため、申立期間①当時の申立人の勤務状況等について照会することができない。

また、申立期間①当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚 10 人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、6人から回答があり、そのうち1人からは、申立人はD職であったとしており、また、3人からは、当時、D職は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人が名前を挙げた同僚10人のうち4人の原票が見当たらないことから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえるほか、申立人についても原票は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入しており、昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料を申請免除していたことが確認できる。

- 3 申立期間②について、申立人がB社の同僚として名前を挙げた4人は、A社における同僚として名前を挙げた者と同一であり、そのうちA社において厚生年金保険被保険者資格を有しており、A社についての照会に対し回答のあった2人に照会したところ、1人から回答があり、申立期間②当時、申立人はB社に勤務していたとの証言が得られた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、上記回答のあった同僚からも、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したことはなかったと思う旨の証言が得られた。

また、商業登記簿謄本によれば、B社は、平成14年12月3日に解散しており、申立期間②当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立期間②当時の申立人の勤務状況等について照会することができない。

- 4 申立期間③について、法務局に照会したところ、申立人の主張する所在地にC社が存在していることが確認できたことから、同社に照会したところ、申立期間③当時、申立人は同社に勤務していたと思う旨の回答が得られた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、同社からも、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは無い旨の回答が得られた。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月から34年3月まで
② 昭和35年9月から38年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和33年3月から34年3月までの期間及びB社に勤務していた35年9月から38年8月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

このため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は昭和61年4月30日に解散していることが確認できるほか、同謄本に記載のある事業主は既に他界しており、また、社会保険担当者も確認できないため、申立期間①当時の申立人の勤務状況等について照会することができない。

また、申立人は、A社においてC職（職人）として勤務し、給与は日給だったと主張していることから、申立期間①当時、同社に勤務していた同僚6人に、このことについて照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの1人からは、「親方が6人ないし7人おり、その下に職人がいた。C職は、職人で下請けであり、給与は日給だった。会社は、職人を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、申立期間①当時、A社には100人ほどの社員がいたと主張しているところ、上記回答のあった同僚のうちの1人からは、「正社員は、10人程度で、給与は月給であった。」旨の証言が得られた。また、申立期間①に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①当時の被保険者数は25人であることが確認できるほか、申

立人及び申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚の名前は見当たらないことから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

- 2 申立期間②について、B社に照会したところ、申立人の在籍を確認できる資料が無い場合、申立人の申立期間②における勤務は確認できないとしているほか、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのが昭和40年8月1日であることから、申立てどおりの資格取得・喪失の届出及び申立期間②に係る厚生年金保険料の納付については行っていない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人に照会したところ、回答は得られなかった。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚7人に照会したところ、3人から回答が得られたものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

- 3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 18 日から同年 4 月半ばまで
② 昭和 32 年 4 月半ばから同年 5 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市にあるB社本社で見習いを受けた昭和 32 年 3 月 18 日から同年 4 月半ばまでの期間及び同社C工場に勤務した 32 年 4 月半ばから同年 5 月 20 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

B社を退職後勤務した、D機関の人事関係記録の前歴欄には、B社に勤務していたことが記載されているはずなので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①当時、申立人は、A市にあるB社本社において見習いを受けていた旨を主張しているところ、同期間に、同社E工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した8人に照会したところ、6人から回答が得られ、そのうちの1人から、同社同工場の敷地内に同社本社があったこと、また、申立人は、同社同工場に、昭和 32 年 3 月 18 日から勤務していた旨の証言が得られたことから、申立期間①当時、申立人は、同社同工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記回答のあった同僚6人のうち、3人は、申立期間①当時、B社E工場では、試用期間があったとしているほか、そのうち1人から、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するB社E工場の事業所別被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、昭和 32 年 5 月 20 日に、B社C工場において、申立人

と一緒に、厚生年金保険被保険者資格を取得した4人に照会したところ、全員から回答が得られ、申立人は、申立期間②当時、同社同工場に勤務していた旨の証言が得られたことから、同期間に、申立人は、同社同工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記回答のあった同僚4人全員が、申立期間②当時、B社C工場では、試用期間があったとしているほか、2人から、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

- 3 B社の後継会社であるF社に照会したところ、昭和36年以前の書類は保管されていないとして、申立人に係る申立期間①及び②当時の勤務状況については不明であるとしているものの、当時、同社では、試用期間があり、同期間中は厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨の回答が得られた。

また、申立人が、B社を退職後勤務したD機関の人事関係記録の前歴欄には、同社に勤務していたことが記載されているはずであると主張していることから、G部人事部に照会したところ、申立人に係る人事関係記録の前歴欄には、本人から提出された履歴書を基に記載したと思われる、申立期間①及び②当時に同社に勤務したことが記載されているが、申立人が同社に勤務したことを示す証明書等は残存していない旨の回答が得られた。

- 4 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月28日から32年4月20日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場（現在は、同社C工場）に勤務していた昭和28年11月28日から32年4月20日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、私は、D高等学校（定時制）に通学しながら、A社B工場のE課においてF職として働いていたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録について、昭和32年5月21日から平成3年10月21日までの期間の記録は保存されているものの、申立期間の記録は無いとしているほか、申立人が申立期間に勤務していたと主張している同社B工場について、申立期間当時、同社同工場は存在していたものの、当時の書類は残存していない旨の回答が得られた。

また、申立人は、申立期間当時、G社から派遣され、A社B工場に勤務していたと主張していることから、申立期間当時のG社との取引関係について、A社本社に照会したところ、当時の書類は残存していないため確認できないとしているものの、申立期間当時、派遣されてきた社員は、正社員扱いではなく、厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答が得られた。

さらに、G社の申立期間当時の事業主は既に他界しているため照会することができず、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したところ、回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。